

売買仲介

設備修理サービスを導入

西鉄不動産

福岡 購入後の安心を訴求

西鉄不動産(福岡市中央区)は2月14日から、中古住宅売買時の住宅設備修理サービスを開始する。引き渡し後に対象設備が故障した場合、無償で修理を行う。先着100人限定で、期間は3月22日まで。専任・専属専任媒介契約を締結した物件を対象に、引き

渡し後1年以内に発生した設備の故障を無償で修理する。保証の可否は検査ではなく、付帯設備表(告知書)に基づき判断する。対象設備は水回り(キッチン、トイレ、バス、洗面)ガス給湯器(電気温水器)、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、レンジフー

ド(または換気扇)、エコキュート。修理上限額は設備の種類によって異なり、製造から10年未満の場合は3万6万円。10年超の場合はそれぞれ半額となる。築年数の制限は、マンションか戸建てかを問わず築25年以内(90年1月以降の竣工物件)。業務委託

先は既存住宅保証センター(神奈川県相模原市)。西鉄不動産・仲介事業部の木寺部長は導入の理由について、「不動産を購入した後で(設備が故障し)、思いがけない出費が生じるのはタメーシが大きい。その負担を少しでも軽くしたい」と話す。「購入後の安心」を訴求し、販売促進につなげる狙いだ。また、同社が使用する不動産流通経営協会(FRK)の標準売買契約書では、設備の故障について引き渡し後7日間

の売主の補修義務を定めていることから、売主の費用負担を軽減できる側面も強調。媒介受託の強化を目指す。なお、全国展開する大手流通企業を除き、同様のサービスを地場業者が実施している例はほとんどないという。顧客からの反響を踏まえて、15年度以降の継続を検討する。同社は福岡市や北九州市などを商圏として、計13店舗を運営。売買仲介のほか分譲住宅販売、リフォーム、賃貸事業などを展開している。